

# エアロビック技能検定会 実施要項

本実施要項では、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「JAF」という）のエアロビック検定制度における「エアロビック技能検定（以下「A検定」という）の技能検定会の開催に関わる事項を定める。

## ■JAF エアロビック検定制度

制度	種類（略称）	対象
エアロビック検定	エアロビック技能検定（A 検定）	子供から成人すべて
	ジュニア・エアロビック技能検定（J 検定）	中学生(15 歳)以下

## 1. 検定の内容と技能検定会の開催手順

### (1) A 検定の内容

- ・A検定とは、エアロビックの指導指針となる「エアロビック技術教程」に合わせて、その技能レベルを客観的に評価するものである。

段階	ねらい	めあて	検定級
基本 (基本技術)	慣れる リズムや動きに慣れる	音楽の拍（ビート）に合わせて身体全体で動ける	5級
初級 (基礎技術)	高める 基礎的な動きをリズムカルに バランスよくできる	基礎技術を連結して、 連続的に動ける	4級
中級 (応用技術)	広げる 多様な動きをリズムカルに 正しくできる	応用技術を連結して、バランス良く配置した連続動作ができる	3級
		応用技術を連結して、高さや広がりのある連続動作がスムーズにできる	2級
上級 (発展技術)	深める 緩急のある洗練された動きや 高度な動きをこなせる	発展動作を連結して、空間を生かした 緩急のある連続動作ができる	1級
特級 (独創的技術)	極める 独創性を表現できる	独創的、個性的な連続動作で 高度な表現ができる	特級

(※参考) JAF 認定エアロビックリーダー（公認エアロビックコーチ1の専門科目）資格は、上記の4級レベルの技能とする。

### (2) 技能検定会の開催方法

- ・技能検定会の開催方法は「リアル形式」と「リモート形式」の2種類とする。
  - ①リアル形式：一つの会場に集合して行う従来型の技能検定会の形式
  - ②リモート形式：インターネットを活用してリアルタイムに実施するリモート型の技能検定会の形式  
この場合、特級と1級に限り事前に撮影された動画による審査も可能とする。

### (3) 技能検定会の実施団体と資格者

- ・A検定の技能検定会を開催できる実施団体および資格者の検定可能な級と受検者の範囲は次の通りとする。

実施団体と資格者	リアル検定	リモート検定	受検者の範囲
1. JAF	5級～特級	5級～特級	全国
2. 都道府県連盟	5級～特級	5級～特級	全国
3. JAF 認定校	5級～1級	5級～1級	在学生
4. 競技エアロビック登録クラブ	5級～1級	5級～1級	クラブ登録者
5. 地域エアロビック・リーダーズ サークル（以下 LC）	5級～1級	5級～3級	全国
6. エアロビック技能検定員	5級～4級	5級	全国

#### (4) 受験資格

- ・子どもから大人まで年齢に関係なく受験することができる。
- ・5級は飛び級が可能で、4級から受験を開始できる。

## 2. 技能検定会の運営

### (1) 技能検定会の内容

- ・A検定の技能検定会の実施内容は、「ベーシックルーティン」と「フリールーティン」により構成する。
- ・ベーシックルーティンは、5級から特級までの各級で適用する。
- ・フリールーティンは、2級から特級までの各級で適用する。
- ・リアル形式で使用する音楽は規定のBPMを使用し、音楽著作権等に配慮して実施団体(者)もしくは技能検定員が選曲する。
- ・リモート形式ではBPMを使用し、音楽著作権等に配慮して受験者が選曲する。
- ・リモート形式では、受験者はすべての動きが審査できる広さの会場から参加すること。
- ・リモート形式では、実施団体(者)は事前の映像配信、受信等の確認を行い、技能検定会当日に不備がないよう留意すること。

### (2) 音楽のテンポと時間

- ・音楽のテンポと検定時間は下表の通りとする。

検定級	音楽のBPM	ベーシック	フリー	検定時間 (ブリッジ含む)	ルーティン の長さ
5級	125	●		4分5秒～(約5分)	8C×64
4級	125	●		4分5秒～(約5分)	8C×64
3級	130	●		3分55秒～(約5分)	8C×64
2級	135	●	●	3分33秒～(約4分)	8C×60
1級	140	●	●	2分10秒～(約3分)	8C×38
特級	145	●	●	1分20秒～(約2分)	8C×24

### (3) 審査体制

- ・A検定における採点は、JAF認定の技能検定員が務める。
- ・実施団体(者)は検定級の内容に応じて、次の技能検定員と人数を配置しなければならない。
- ・3級以上の級については1名を主任検定員とし、合否判定の最終責任を負う。
- ・特級については、JAFが認めた中央検定員が務める。

検定級	技能検定員数	摘要
5級	1名	
4級	1名	
3級	2名	うち1名は主任検定員
2級	2名	うち1名は主任検定員
1級	2名	うち1名は主任検定員
特級	2名(中央検定員)	うち1名は主任検定員

### (4) 審査方法

- ①1度に行う採点の人数は、原則として5級から3級は5人以下、2級は3人以下、1級から特級は1人ずつとする。
- ②フリールーティンは原則として1人ずつ実施する。
- ③技能検定員の理解がない場合、やり直しは認められない。
- ④フリールーティンは、別途に定めた課題に沿って構成したルーティンを実施する。
- ⑤技能検定会の運営等に関するすべての管理責任は実施団体(者)が負う。

### (5) 検定料及び認定登録料

- ・受検希望者は、所定の検定料を実施団体(者)に支払うことにより受検することができる。
- ・検定級に合格し、認定登録料を JAF に支払うことにより認定証とキーホルダーが交付され、検定級が認定登録される。

級	検定料 (税込)	認定登録料 (税込)	交付物
5 級	2,000 円	2,090 円	認定証 キーホルダー
4 級	2,000 円	2,090 円	
3 級	3,000 円	3,190 円	
2 級	4,000 円	3,190 円	
1 級	6,000 円	4,230 円	
特級	8,000 円	6,380 円	

### (6) 検定料及び認定登録料の取り扱い

- ・検定料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。
  - ① 検定料は、実施団体(者)が全額収納する。但し、LC が開催する場合は、検定料の 5%を当該の都道府県連盟に支払う。技能検定員が開催する場合は、検定料の 10%を開催する都道府県連盟に支払う。
  - ② 認定登録料は、実施団体(者)が収受して JAF に納入する。

### (7) 技能検定員の報酬

- ① 次の報酬基準を参考にして実施団体(者)が受検料の総額の 50%以内の範囲で調整し、技能検定員の了承のもとに決定する。
- ② ジュニア・エアロビック検定とエアロビック検定を同時開催する場合は、それぞれ別途の報酬を支払う。
- ③ 認定校で開催される技能検定会における検定員の報酬は、開催する学校が技能検定員の了承のもとに決定する。

検定級	報酬/1名 (税込)
5 級	550 円
4 級	550 円
3 級	550 円
2 級	550 円
1 級	880 円
特級	880 円

## 3. 技能検定会の開催と手順

- ・A 検定の技能検定会の開催と手順は概ね次の通りとする。

実施の手順		内容
1	開催申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体(者)は、JAF に1ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。</li> <li>・LC が開催する場合は、JAF 及び所在地の都道府県連盟に対して開催申請の手続きを行う。</li> <li>・技能検定員が開催する場合は、開催地の都道府県連盟にも同時に開催申請の手続きを行う。</li> </ul>
2	受検の募集告知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体(者)は、受検者の募集告知を行う。</li> </ul>
3	受検申込と受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検者は、所定の申込書と所定の受検料を添えて実施団体(者)に申込を行う。</li> </ul>
4	技能検定会の実施	
5	合否判定と通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体(者)は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、当日または 15 日以内に受検結果通知書を受検者に発行する。</li> <li>・同時に、合格者に対して認定登録申込書を送付する。</li> </ul>
6	実施報告と認定登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体(者)は所定の認定登録料をとりまとめて JAF に認定登録の申請を行う。</li> <li>・実施団体(者)は、登録申請の手続きとして認定料の納入ほか、45 日以内に実施報告書と認</li> </ul>

		定登録申請者名簿を JAF に提出する。 ・LC が実施する場合は、上記の他に管理料として受検料の 5% を所属する都道府県連盟に納入する。 ・技能検定員が実施する場合は上記の他に受検料の 10% を開催地の都道府県連盟に納入する。
7	認定証の発行	・ JAF は、認定登録申請の受理後 2 ヶ月以内に認定証を発行しキーホルダーを添えて主管団体(者)に送付する。
8	認定証とキーホルダーの交付	・ 主管団体 (者) は、認定登録者に認定証とキーホルダーを合格者に交付する。

(附則)

1. 平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 20 年 4 月 1 日改定
3. 平成 21 年 4 月 1 日改定
4. 平成 24 年 4 月 1 日改定
5. 平成 26 年 4 月 1 日改定
6. 平成 27 年 4 月 1 日改定
7. 平成 28 年 4 月 1 日改定
8. 令和元年 9 月 1 日改定
9. 令和 3 年 4 月 1 日改定

## 【補足資料】

### 1. 技能検定会の審査

#### (1) 採点基準と採点方法

- ・ 評価点は別に定める評価項目毎に 0.5 刻みで採点する。

評価点	評価
5 点	大変よい
4 点	よい
3 点	ふつう
2 点	やや劣る
1 点	劣る

#### (2) 評価の合計

	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	特級
評価合計点	20 点	25 点	30 点	40 点	45 点	50 点
ベーシックルーティン点	20 点	25 点	30 点	30 点	30 点	30 点
フリールーティン点	-	-	-	5 点	10 点	15 点
プレゼンテーション点	-	-	-	5 点	5 点	5 点

#### (3) 合否の判定

検定級	合格点	準合格点
5 級	評定値 12 点以上	評定値 12 点未満～10 点以上
4 級	評定値 15 点以上	評定値 15 点未満～13 点以上
3 級	評定平均値 20 点以上	評定平均値 20 点未満～18 点以上

2 級	評定平均値 28 点以上	評定平均値 28 点未満～24 点以上
1 級	評定平均値 35 点以上	評定平均値 35 点未満～30 点以上
特級	評定平均値 38 点以上	評定平均値 38 点未満～32 点以上

## 2. 移行級の措置について

- ・第2版となる検定級から第3版の検定級への移行は次の通りとする。

第2版の検定級		第3版の検定級	
基本	10 級	基本	5 級
	9 級		
	8 級		
初級	7 級	初級	4 級
	6 級		
中級	5 級	中級	3 級
	4 級		
上級	3 級	上級	2 級
	2 級		1 級
特級	1 級	特級	

- ①第2版の検定級から第3版の検定級への移行の管理は JAF が行う。
- ②検定級の移行後に認定登録された級、もしくは下位の級の受検は可能だが、登録申請の必要はない。但し、合格後に認定証・キーホルダー等を希望する場合は、認定登録の申請を行う。
- ③移行級より上位の級を受検して合格した場合のみ、認定登録申請を行う。

以上